

亜鉛の排水基準が改正されました

従来、水質保全のため、人の健康の保護や有機汚濁物質による湖沼等の富栄養化防止の観点で規制が行われてきましたが、水生生物保全の観点から、平成18年11月10日に水質汚濁防止法に基づく排水基準が改正され、水生生物に影響を及ぼす亜鉛及びその化合物の排水基準が厳しくなりました。

1日当たりの排水量が50m³以上の工場・事業場に適用される一律排水基準

改正後の基準 2 mg/L 《従前 5 mg/L》

平成18年（2006年）12月11日施行

- ① 平成18年12月11日以降に新たに水質汚濁防止法特定施設を設置する工場・事業場は、一律排水基準2 mg/Lが適用されます。
- ② 12月11日の時点で既に特定施設を設置している工場・事業場は、平成19年（2007年）6月10日までの猶予期間が設けられていますので、この猶予期間中に必要な措置を講じてください。
- ③ 一部の業種については、下欄のとおり、5年間の暫定基準5 mg/Lが設定されています。

平成23年（2011年）12月10日までの5年間の暫定基準

暫定排水基準 5 mg/L 《従前 5 mg/L》

【暫定排水基準が適用される10業種】

- ① 金属鉱業
- ② 無機顔料製造業
- ③ 無機化学工業製品製造業（ソーダ工業、圧縮ガス・液化ガス製造業、塩製造業以外）
- ④ 表面処理鋼材製造業
- ⑤ 非鉄金属第一次製錬・精製業
- ⑥ 非鉄金属第二次製錬・精製業
- ⑦ 建設用・建築用金属製品製造業（表面処理を行うものに限る。）
- ⑧ 溶融めっき業
- ⑨ 電気めっき業
- ⑩ 下水道業（①～⑨から下水を受け入れている下水道で一定のものに限る。）

④ 長野県では、従来から、「公害の防止に関する条例」により、酸・アルカリ表面処理施設や電気めっき施設など12業種・施設については、国の法律より厳しい規制を行ってきました。

(1) 上乘せ基準：日平均排水量 500m³以上の工場・事業場に適用される排水基準 3 mg/L 以下（法律：5 mg/L 以下）

(2) 裾下げ基準：日平均排水量 50m³未満の工場・事業場に適用される排水基準 5 mg/L 以下（法律：未規制）

今回改正された国の基準と現行県条例の基準の県内工場・事業場への適用関係を整理すると、以下のとおりとなります。■は、県条例の基準が適用されます。

排水量、業種等の区分	1日当たりの排水量	500m ³ 以上						50m ³ 以上 500m ³ 未満				50m ³ 未満			
	条例による区分	条例対象 12業種・施設				12業種・施設 以外		条例非適用				条例対象 12業種・施設	12業種・施設 以外		
	省令による区分	省令 10業種		10業種 以外		省令 10業種		10業種 以外		省令 10業種		10業種 以外			
	新設・既設の別	新設・既設	新設	既設	新設・既設	新設	既設	新設・既設	新設	既設	新設・既設	新設	既設	新設・既設	新設・既設
適用される基準 (mg/L)	～ H18. 12. 10	■		3	■		5		5		5		■		規制なし
	H18. 12. 11 ～ H19. 6. 10	3		■	5		5		5		5		■		
	H19. 6. 11 ～ H23. 12. 10	2		2	2		2		2		2		■		
	H23. 12. 11 ～	2		2	2		2		2		2		■		

注1) 条例の対象12業種・施設

(水質汚濁防止法施行令 別表第一)

- 26 無機顔料製造業
- 27 その他の無機化学工業製品製造業
- 47 医薬品製造業
- 49 農薬製造業
- 52 皮革製造業
- 53 ガラス製品製造業
- 58 窯業原料精製業
- 61 鉄鋼業
- 62 非鉄金属製造業
- 63 金属製品製造業・機械器具製造業
- 65 酸・アルカリ表面処理
- 66 電気めっき

注2) 省令改正後、5年間の適用猶予となる10業種

(平成18年環境省令第33号 附則別表)

- ①金属鉱業
- ②無機顔料製造業
- ③無機化学工業製品製造業(ソダ工業、圧縮ガス・液化ガス製造業、塩製造業以外)
- ④表面処理鋼材製造業
- ⑤非鉄金属第一次製錬・精製業
- ⑥非鉄金属第二次製錬・精製業
- ⑦建設用・建築用金属製品製造業(表面処理を行うものに限る。)
- ⑧溶融めっき業
- ⑨電気めっき業
- ⑩下水道業(①～⑨から下水を受け入れている下水道で一定のものに限る。)

詳しくは、地方事務所環境課または県庁水環境課へお問い合わせください。

長野県の良い水環境を守り、引き継いでいくために、事業者の皆様のご協力をお願いします。

問合せ先 >>>

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県生活環境部水環境課水質保全係

電話 026-235-7176 (直通)

FAX 026-235-7366

E-mail : mizukankyo@pref.nagano.jp